

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月2日
【会社名】	クレアホールディングス株式会社
【英訳名】	CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 高史
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 岩崎 智彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長黒田高史及び取締役岩崎智彦は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当社グループの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行なった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制に関する不備が識別されたことから、その範囲を連結売上高の100%まで拡大して「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」、「現金及び預金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行なっている業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

評価の対象とした業務プロセスにつきましては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

なお、連結子会社であるアルトルイズム株式会社（以下、「アルトル社」）は、評価範囲に含めておりません。同社は平成30年1月23日付けで、株式を100%取得し、子会社となったものであり、株式の取得が当社の事業年度下期に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためです。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

#### 1. 全社的な内部統制における不備

当社は、信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な能力を有する人材を内部監査室に確保・配置していなかったことから、モニタリングの実施が不十分でありました。当該事項は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表及び財務諸表を作成するための全社的な内部統制の整備及び運用に係る不備であることから、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

当事業年度末までに是正されなかった理由は、適切な能力を有した人材の内部監査室への配置が事業年度末日直前であったため十分な内部監査を実施できなかったためです。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記の不備につきましては、適切な改善策を検討・実施してまいります。

#### 2. 決算・財務報告プロセスにおける不備

当社は、株式取得によってアルトル社を連結子会社としたことに伴い、平成30年3月期の決算上多くの検討事項がありましたが、適切な経理・決算業務に必要なかつ十分な知識を有した社内人材が不足し、相互チェック・承認体制

を構築できず、連結財務諸表監査及び財務諸表監査の過程において監査人より重要な会計処理の誤りの指摘を受けることとなり、決算発表が大幅に延期されることとなりました。

当社は、これらの事象が決算・財務報告プロセスにおいて財務報告に与える重要性が高いものと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事象は当事業年度末日後に発生したため、当該不備を事業年度末までに是正することができませんでした。

なお、監査人より指摘を受けた重要な修正は適切に反映しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記の不備につきましては、適切に改善策を検討・実施してまいります。

#### 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。